

2025年度新入生の保護者の皆様へ 就学を支援する各種制度のご案内



1 制度の種類

兵庫県では、以下の3つの制度があります。

(1)国の就学支援金 (2)兵庫県の授業料軽減補助 (3)奨学給付金

★申請しなければ
支給されません★

2 対象者の要件（主なもの）

※返済不要

※成績要件等なし

(1) 国の就学支援金 【申請時期】 4月の入学時

保護者全員の年収（目安）が910万円未満であること ※910万円以上の世帯には高校生等臨時支援事業が適用され支給対象となります。
※保護者の居住地に関わらず、生徒が日本国内に居住している場合は支援が受けられます。

(2) 兵庫県の授業料軽減補助 【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

- ① 各年度10月1日時点で在学していること
- ② 保護者全員が各年度10月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③ 各年度の保護者全員の年収（目安）が910万円未満であること

(3) 奨学給付金 【申請時期】 毎年7月～9月ごろ

- ① 各年度7月1日時点で在学していること
- ② 保護者が各年度7月1日時点で兵庫県内に居住していること
- ③ 次のいずれかを満たす者であること
 - ・生活保護のうち生業扶助を受けている者
 - ・各年度の保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額を合算した額が0円の者

※このご案内は、**兵庫県内の私立全日制高等学校に入学**する新入生の保護者に向けて作成したものです。
学校の所在地、課程等によって受けられる制度や金額が異なりますので、ご注意ください。

3 支給額（年額）

授業料への支援（国：就学支援金、県：授業料軽減補助金）

年収目安 （保護者合算）	所得確認基準額 （保護者合算）	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助 （多子世帯は1万円加算）	合計
590万円未満	154,500円未満	396,000円	64,000円	460,000円
590万円～ 730万円未満	154,500円～ 217,700円未満	118,800円	120,000円	238,800円
730万円～ 910万円未満	217,700円～ 304,200円未満		60,000円	178,800円

※年収はあくまで目安です。住民税から算出する「所得確認基準額」で区分決定します。

計算方法は次のページ▶

授業料以外への支援（奨学給付金）

- A … 生活保護世帯（生業扶助受給）
B … 市町村民税及び県民税の所得割額が非課税世帯

給付を受ける場合は、毎年申請が必要です！

区分	全日制・定時制	通信制
A	52,600円	52,600円
B	152,000円	52,100円

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が非課税相当と見込まれる世帯は、「家計急変分」として申請可能です。
急変理由によっては給付できない場合もあるので、在籍する学校にお問い合わせください。



4 支給区分の確認方法

次の計算式により算出した所得確認基準額（保護者等の合計額）で判定します。

【計算式】

令和7年度(※1)市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(※2)

※ 1 就学支援金の令和 7 年 4 月～6 月分は令和 6 年度の課税状況で判定します

※ 2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

令和07年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

(単位:円)

税額控除前所得割額④ 167,680

税額控除額⑤ 38,000

所得割額⑥ 129,600

均等割額⑦ 3,900

税額控除前所得割額④ 41,920

税額控除額⑤ 9,500

所得割額⑥ 32,400

均等割額⑦ 2,300

年税額(特別徴収税額)⑧ 168,200

控除不足額⑨

既充当額⑩

既納付額等⑪

所得	給与収入	4,672,000	主たる給与	所得区分	不勤	利子	給与	雑
	給与所得	3,297,600	以外の合算					
	その他の所得計		所得区分					
	総所得金額①		3,297,600					

所得控除	雑費	障・寡・勤	扶養	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計額②	1,201,000
	医療費								
	社会保険料	701,000							
	小規模企業共済								
	生命保険料	60,000							
	地震保険料	10,000							

(摘要)

寄附金税額控除額 市 12,000円 県 3,000円

ふるさと特例控除額 市 8,000円 県 2,000円

ワンストップ特例控除額 市 16,000円 県 4,000円

課税標準	総所得③	2,096,000	課税標準額は 枠内の合計額	扶養親族該当区分	本人該当区分	継続用失
	分離					
	分離					
	株式等の譲渡					
先物取引						

扶養親族	氏名	年齢	性別	扶養親族	本人	継続用失

変更前税額⑫

増減額(⑧ - ⑫)

変更月

168,200

月

税額控除額には、ふるさと納税等が含まれて記載され、摘要欄に内訳が記載されている場合があります。

「調整控除の額」は摘要欄に記載されている、ふるさと納税等の金額の「市町村民税分」を差し引いた金額となります。

[例] 上記納税者（神戸市在住）の場合

① 課税標準額…125,760 円 $[2,096,000 \text{ 円} \times 0.06]$

② 調整控除額 … 1,500円 [38,000円(市民税の税額控除額) - 36,000円(ふるさと納税等の市民税分計) = 2,000円 × 3/4]

→ ① - ② = 124,260円 = 所得確認基準額



- ※ 住民税が未申告の場合は、支援金の認定・支給ができません。自営業などで申告が必要な方は、**必ず期日内に確定申告をお願いします。**
- ※ 申請・支払い手続きはすべて学校を通じて行います。
- ※ 支払い時期については学校の事務室にお問い合わせください。
- ※ 令和7年4月～6月分は、生徒本人が平成20年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者（保護者が2名の場合は一方）の課税標準額から33万円を控除します。

5 申請手続き

※すべて学校を通じてのお手続きとなります。

(1) 国の就学支援金

【申請時期】4月の入学時

①必要書類

- (i) 申請書（入学先の高校で配布されます）
- (ii) 保護者全員分のマイナンバーカードの写し等
- (iii) その他高校が指定する書類

申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に、当該年度の課税状況により再判定を行います。
—新たに支給対象になる可能性があるため、
—改めて7月中に申請手続きを行ってください。

期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、高校の事務室に連絡してください。
(認定されれば、申請のあった月から支給されます。)

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等を卒業もしくは修了した者
(修業年限が3年未満のものを除く)
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月を超えた者
(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算)

(2) 兵庫県の授業料軽減補助

【申請時期】毎年7月～9月ごろ

①必要書類

- (i) 申請書（在学中の高校で配布されます）
- (ii) 住民票
- (iii) その他高校が指定する書類
※詳しくは学校から配布される書類をご確認ください。

(3) 奨学給付金

【申請時期】毎年7月～9月ごろ

①必要書類

- (i) 申請書（在学中の高校で配布されます）
- (ii) 住民票
- (iii) 各年度の課税証明書
※生活保護受給世帯は生活保護受給証明書
- (iv) その他学高校が指定する書類
※詳しくは高校から配布される書類をご確認ください。

6 支給方法

支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者への振込）や支給時期は学校により異なりますので、在籍する学校にお問い合わせください。



※ 偽りその他不正の手段により支給を受けた者は、支給認定を取り消します。また、既に支給を受けた場合は、支援金を返還いただくほか、関係法令により罰せられることがあります。

7 よくある質問【授業料への支援（就学支援金、授業料軽減補助金）】

生徒の祖父母も同居していますが、マイナンバーカードの写し等の提出は必要ですか？

親権者の収入を合算した額で判定しますので、親権者以外（祖父母や生徒の兄弟等）のマイナンバーカードの写し等は不要です。※親権者がいない場合は、高校の事務室にご相談ください。

親権者2名が離婚調停中です。マイナンバーカードの写し等は2名とも必要ですか？

必要です。なお、マイナンバーカードの写し等を取得できない真にやむを得ない理由がある場合は高校の事務室にご相談ください。親権者が存在するが、親権者以外に扶養されている場合も同様です。

3月まで海外に居住していたため、日本で課税されていません。支給を受けられますか？

①国の就学支援金：支給を受けることができます。

ただし、日本国内での課税状況が確認できないため、年額118,800円の支給区分になります。

②兵庫県の授業料軽減補助：補助を受けられる場合があります。

前年收入（海外での収入も含む）が基準に該当する可能性がある場合は、高校の事務室にご相談ください。

昨年に比べて今年の収入が大幅に減少します。特別な支援は受けられますか？

疾病や負傷による離職などやむを得ない理由によって家計急変が生じた場合、支援の対象となる場合があります。急変した時点で高校の事務室にご相談ください。

申請を忘れていました。今から申請することはできますか？

県の授業料軽減補助は、申請期限を過ぎた後に申請することはできません。

国の就学支援金は、申請した月又は翌月から支給されます。気づいた時点でただちに高校の事務室に申し出てください。また、遡って支給することができるのは、真にやむを得ない理由（長期にわたる入院、海外出張等）があった場合に限りです。対象にならないと思っていた、生徒がお知らせを持ち帰っていなかった、制度を知らなかった等の理由では遡って支給することはできません。

8 よくある質問【授業料以外への支援（奨学給付金）】

住民票などの必要書類は原本が必要ですか。

原則原本を提出してください。ただし、高校生の子どもが2人いる場合には、どちらか一方の必要書類については写しでご提出いただいても結構です。

親権者2名が離婚調停中です。一方が非課税であれば対象となりますか。

離婚調停中の場合、親権者2名が非課税であれば対象となります。課税証明書の提出も2名分必要です。なお、離婚による世帯収入の減少は家計急変の理由にはなりませんのでご注意ください。

無職ですが、課税証明書の提出は必要ですか。

必要です。自治体によっては非課税証明書を発行できる場合がありますので、お住まいの自治体の税務窓口にお尋ねください。

9 マイナンバーカードの提出について（就学支援金）

マイナンバーは、次のいずれかを提出してください

- ①マイナンバーカード（うら面）のコピー
- ②マイナンバーが記載された住民票
又は住民票記載事項証明書
- ③マイナンバー通知カードのコピー（注）

※郵送で提出する場合は、他に写真付き身分証明書等が必要です。

学校の指示に従ってください。

※マイナンバーは、親権者全員分が必要です。
なお、生徒本人の課税状況で判定する場合を除き、生徒分は不要です。



マイナンバーカード

【うら面】

（注）マイナンバー通知カードのコピーは、記載内容に変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合に限り、利用可能です。